

三重県立看護大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は2018（平成30）年3月31日までとする。

II 総評

一 理念・目的・教育目標の達成への全学的な姿勢

貴大学は、設置母体である三重県における看護分野の担い手の確保ならびに資質向上と、看護学の発展への寄与を目的とし、看護学部看護学科を有する単科大学として、1997（平成9）年、三重県津市に開学した。2001（平成13）年に大学院看護学研究所看護学専攻を設置し、2009（平成21）年には公立大学法人化して、今日に至っている。

学部では教育目標として、①生命の尊厳に基づく倫理観と柔軟な思考力、②人々の生涯を通じての看護ニーズに対応しうる能力、③地域社会の保健医療ニーズに適切に対応できる能力、④地域特性に応じた看護実践を展開できる能力、⑤看護学を体系化し発展させる能力、⑥国際的視野をもって活動できる能力の養成を掲げ、地域密着型の質の高い実践家の育成を行っている。また、研究科は、高度専門職業人としての看護実践者の育成を目指している。

これらの教育目標は、学則をはじめ、『大学案内』『大学院案内』『学生募集要項』、ホームページなど、さまざまな媒体において明示され、広く学内外に周知されている。

また、「公立大学の重要課題である地域貢献機能」は教育および研究活動に浸透し、教職員一丸となった地域貢献活動が展開されている。公立大学法人化を契機として、今後は組織改編の趣旨に基づき、法人組織と教学組織の役割の分担を明確にするとともに、それぞれの特徴を生かし、より効率よく運営できる組織を作っていくことが期待される。

二 自己点検・評価の体制

1998（平成10）年度に、自己点検・評価を行う「自己点検評価委員会」を常設委員会として発足させ、「教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする」ことを学則に明記し、恒常的に自己点検・評価を行っている。2001（平成13）年に、より大所高所から自己点検・評価を管理できるよう、学長を委員長とし、大学三役（学生部長、図書館長、地域交流研究センター長）、事務局長および事務局次長で

委員会を構成した。また、2003（平成 15）年からは、学外有識者の委員で構成される「大学運営諮問会議」を設置して、外部評価を行ってきた。恒常的な自己点検・評価は、「自己点検評価委員会」のほかに、教授会に設置された各種委員会をはじめとする各委員会も年 1 回以上自己点検・評価を行っている。このような体制の下、2003（平成 15）年度の本協会への加盟判定審査の際に指摘された事項について、改善に努めている。

しかし、「自己点検評価委員会」「大学運営諮問会議」および「地域交流センター委員会」に設置された「第三者評価委員会」のそれぞれの役割や権限、相互の関連や分担が明確ではないため、効果的な自己点検・評価を行うためには、検討を要する。

また、貴大学ではその目的に、地域貢献が掲げられているので、今後は地域住民などの声も広く得る方法を模索することを期待したい。

三 長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み

1 教育研究組織

1 学部 1 研究科体制の下、大学の教育目的を実現するのに適した教育研究組織を構成している。

公立大学法人化に伴い、地域の健康にかかわる分野との交流をとおして、地域住民の健康に資する部門の充実を図っている。開学と同時に開設された「地域交流研究センター」を 2009（平成 21）年度から「地域交流センター」に改称し、地域交流にかかわる関係者からの意見を同センターの取り組みにフィードバックすることを実現した。また、教育・研究へのサービス向上を目的に組織された「メディアコミュニケーションセンター」は、教授会の下部組織ではなく、理事会直結の組織体制としたため、企画から実行までの流れが円滑になった。

2 教育内容・方法

(1) 教育課程等

看護学部

教育目標に基づき、看護を学ぶうえで重要な 4 つの概念である「人間」「環境」「健康」「看護」を、カリキュラム構成の基盤に位置づけている。カリキュラムは、1 年次から 4 年次に向け段階的に学修を進めることができるように配慮され、「国際看護活動論」などユニークな科目が設定されている。

しかし、講義および演習などの授業について、「1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成する」という単位制度の趣旨に照らして、学生の自主的学習を保障し、授業の方法に応じた学修の実質化を図るよう、検討が望まれる。

高等教育への円滑な移行に必要な導入教育として、「基礎化学」「基礎生物学」を自

三重県立看護大学

由科目として配置しており、高等学校での化学および生物の未履修者や、これらの科目を不得意とする入学生に対し、新入生ガイダンス時に、履修を勧めている。

看護学研究科

「高度な看護実践能力を有する看護専門職者の育成」を目指して、5つの教育・研究領域を設定し、それぞれの領域に専攻分野を置いている。また、専攻分野のうち、専門看護師（CNS）コースを置くクリティカルケア系看護学（母性・精神）および生活習慣系看護学（母性・精神）において、高度な看護実践能力を持つ人材を輩出していることは、貴研究科の特色といえよう。さらに、岩手県立大学をはじめとする他大学との遠隔授業や関連病院への講義の配信を行っている。しかし、人間情報系看護学分野および看護教育学分野において、指導教員が欠員のため未開講となっている科目があるので、改善が望まれる。

社会人学生に対する教育上の配慮として、授業の夜間開講や集中講義の実施、土日開講などを行っている。現在、大学院学生の学修継続に向けた支援として、長期履修制度について検討しており、実現が期待される。

（2）教育方法等

看護学部

個別相談を兼ねたチューター制度を設け、チューターが学生への履修指導を行っている。しかし、学年進行に伴って、チューターが交代するため、チューターと学生の信頼関係構築の点から改善の必要を認識しており、今後、検討を要する。

各科目の原則的な履修年次、3・4年次への進級条件および専門科目を履修するための先修条件は設定されており、『学生便覧』で周知されている。また、1年間に履修登録できる単位数の上限を、50単位未満と規定し、授業科目の履修方法を「三重県立看護大学履修規程」により明示している。

「学生による授業評価」「教員相互による授業評価」を実施し、「助教・助手のためのスキルアップ研修会」などのファカルティ・ディベロップメント（FD）を行っているが、学生による授業評価の結果は、担当教員には通知されるものの、学生に公表されておらず、評価結果に基づいた教育改善についても各教員に委ねられている。また、休学者、退学者が毎年一定数いるうえ、年度によっては卒業判定の合格率が若干低くなっているため、あわせて、教育の成果についての検討を期待したい。

シラバスには、一定の書式で授業の方法や内容、1年間の授業計画および各科目の成績評価基準などが記載されている。しかし、教員間で記述の内容や量に精粗が見られるため、検討が望まれる。

看護学研究科

1人の大学院学生につき、主研究指導教員と副研究指導教員をそれぞれ配置して、学生の学問的視野を広めながら指導する工夫がなされている。また、指導教員は、学生の経験や能力などに配慮しながら、履修指導および研究指導にあたっている。シラバスには、授業計画や成績評価基準が記載されており、教員間で記述内容に若干の差が見られるものの、一定の書式で必要事項が記載されている。

教員と大学院学生が相互に研鑽する場として、毎月1回、「FD委員会」と「大学院常任委員会」との共催で「研究・教育コロキウム」を開催し、組織的にFDに取り組んでいる。今後は、大学院における教育評価システムの構築に向けての検討も期待される。

(3) 教育研究交流

看護学部・看護学研究科

看護学部は、「国際的視野をもって活躍できる能力を養う」ことを目的に、タイのマヒドン大学およびハワイ大学との間で交流協定を締結し、学生の相互短期研修を行っており、「国際看護実習Ⅰ」（3年次前期もしくは後期、自由科目2単位）として単位認定を行っている。また、海外研修に参加する学生の英会話能力向上のために、2006（平成18）年度より英語実践科目の「英語Ⅸ」が設置され、貴大学の目指す教育目標達成に効果を上げている。なお、2010（平成22）年度より、カリフォルニア大学ロサンゼルス校（UCLA）を実習先とした「国際看護学実習Ⅱ」も開講している。

一方、看護学研究科は、「国際交流協定を締結している大学との一層の交流充実を図るとともに、外国人短期研修生の受け入れ体制を整え、活発な交流を推進すること」を到達目標としているものの、大学院学生の国際交流の機会が少ないので、国際交流の推進に向けて、組織的な取り組みが望まれる。また、教員による国際交流の実態も、活発とはいえないので、組織的に国際的な共同研究などを行っていくことが望まれる。

(4) 学位授与・課程修了の認定

看護学研究科

研究指導体制は、「中間審査要領」に従い、年2回の中間審査を実施し、円滑な研究推進と研究内容の充実を目指している。さらに、論文指導担当教授は、看護系の教授が引き受け、専攻領域の指導教員が准教授である場合には、他の近似した専攻領域の看護系教授から論文指導担当教授を選出し、研究科委員会で審議・決定するとしている。

『大学院学生便覧』には、大学院学則、学位規程および学位論文審査基準などを掲載している。学位授与の要件は、「学位規程」に明記され、学位論文審査は、研究計画

の中間審査を実施したうえで、学位論文審査基準に則って、3名の審査委員によって厳密に行われている。ただし、学位授与の最終決定は、無記名による投票とするなどの対応をとってはいるものの、論文指導担当教授が論文審査主査を兼ねているので、改善が望まれる。

3 学生の受け入れ

学生募集については、『学生募集要項』の配布、ホームページなどによる広報活動、オープンキャンパス・各種進学説明会の開催、高大連携による模擬授業や高校進路担当者との懇談会の開催、県内でのさまざまなイベントへの参加などをおおして、教育理念に基づく学生の受け入れ方針の周知に努めている。また、学部および大学院の入試情報は『大学案内』および『大学院案内』に掲載されている。なお、学部の学生受け入れ方針は、『学生募集要項』およびホームページに掲載されているが、大学院の学生受け入れ方針はホームページにのみ掲載されているので、今後は『学生募集要項』へ掲載することが期待される。

「入試委員会」のもと、学生の受け入れのあり方を検討し、教育理念、学生受け入れ方針に基づいた学生の受け入れが行われている。学部・研究科の入学試験すべてに、面接を取り入れていることは、大学の理念・目的から、適切な選抜方法であると評価できる。

看護学部における過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均、収容定員に対する在籍学生数比率は適正で、適切な定員管理が行われている。

一方、大学院における定員管理については、大学院学生の獲得に向けてさまざまな努力がなされているものの、開設以来、入学者数が入学定員を満たせない状況が続いている。全国的に看護系大学院が増加する中、カリキュラムなどにおいてもさらに特色を出すなど、貴研究科のあり方や、学生募集のあり方について、再検討することが望まれる。

4 学生生活

学生が心身ともに健やかな学生生活を送ることができるように、奨学金制度の紹介や、授業料の減免・徴収猶予などを行っているが、さらなる充実が望まれる。

ハラスメント防止については、「セクシュアル・ハラスメントの防止等にかかる規程」を定め、「セクシュアル・ハラスメント防止委員会」が、セクシュアル・ハラスメントおよびアカデミック・ハラスメント双方に対応している。心理相談については、学校保健師（代替看護師）の対応や、週に1回臨床心理士によるカウンセリングが行われている。履修相談、健康相談、ハラスメントに関する相談など、多岐にわたる学生の相談については、チューター、各種委員会などの窓口をとおす体制になっている。

健康相談に関しては、『学生便覧』に、セクシュアル・ハラスメントに関しては、パンフレットに、相談窓口の連絡先を掲載し、学生へ周知している。

就職・進学指導は、主にチューターが担っている。特に、4年次の就職などの具体的な指導は、学年担当の2名の学生委員がチューターを補佐しており、学生が相談しやすい体制になっている。また、学生ホールに就職コーナーを設置し、情報提供に努めているほか、「就職説明会」「県の学生就職担当者による説明会」および卒業生から就職や国家試験についてアドバイスを受けることができる「ようこそ先輩」なども開催され、4年次のガイダンスから本格的に支援が開始されている。しかし、チューターが、すべての学生に十分な時間をかけられない状況にあり、また学生からは、低学年からの就職指導の要望もあるので、あわせて検討を要する。

5 研究環境

「教員の研究活動の更なる発展のためには外部資金の獲得に取り組む体制を整えるとともに、学内の研究資金や研究条件・環境を強化・充実させる」との観点から、経常的研究費である個人研究費と競争的研究費である学長特別研究費を支給し、若手教員の研究、学際的な研究、教育活動を支援する研究などを助成し、競争的外部資金の獲得を目指した支援が行われている。個人研究費は、これまで教員の職位による配分であったが、2009（平成 21）年度からは、「教員活動評価・支援制度」に基づき、教育活動、研究活動、大学運営活動、地域貢献活動の評価領域ごとに、各業績を一定の基準で評価しており、評価結果に基づく配分を行う準備を行っている。なお、この評価は研修期間の付与や人事にも活用されることとなっており、適正な評価とその活用および、制度の有効性などを検証していくことが求められる。また、科学研究費補助金による研究費は、全研究費の 31.2%を占めているが、申請件数は多いとはいえ、その他の外部資金の獲得はない。

教員研究室や共同研究室の環境は整備され、サバティカルリープなどの研修制度も定められている。しかし、実習施設が遠隔地にあるため実習指導に時間をとられること、公立大学法人化に伴う教育研究組織の改編などにより教員の兼務が増加していることなどから、自己点検・評価しているとおり、研究時間を保障するために演習・実習の時間を計画的に見直すことが望まれる。なお、臨床教授制度を設けたので、今後、実習施設との連携および協力体制が効果的に機能することを期待する。また、学内紀要に掲載される論文数が減少しているので、学内外において積極的な論文投稿ができるような環境づくりが望まれる。

6 社会貢献

貴大学は、その設置目的から、教育・研究ともに地域への貢献を主眼とし、「地域

三重県立看護大学

貢献機能の充実、多様な主体との連携による地域貢献の推進、地域住民との交流の推進」を目標としている。「教員活動評価・支援制度」においては、全教員が、「教員活動」のうち最低10%を地域貢献活動にあてることを義務化している。

「地域交流センター」は、大学と地域社会との交流の窓口としての役割を持ち、一般市民を対象とした公開講座、看護専門職および小・中・高校生を対象とした出前授業や公開講座などを実施している。これらの活動は、各自治体への訪問、大学ホームページへの掲載および病院・学校・地域住民へのリーフレットの配布により広報している。公開シンポジウムの開催は、各種報道機関にも働きかけて、県民への周知を図っている。しかし、地域住民に広く伝えるには不十分と分析しており、一層の努力が求められる。

また、地域の課題を中心にした研究開発や、三重県などの行政と連携した共同事業、委託事業および継続教育事業なども多数実施しているほか、地方自治体などの各種委員会に委員として参加して、専門的見地から政策形成に関与している。

さらに、大学の施設は「施設等管理規程」「体育施設使用規程」「附属図書館利用規程」に基づき、研修・発表会、自治体各種試験の会場などとして開放している。

7 教員組織

看護学部の専任教員数は、大学設置基準上必要な専任教員数を十分に満たし、専任教員1人あたりの学生数も適切である。大学院担当教員についても、大学院設置基準に定められた必要専任教員数を満たしている。しかし、分野によって、指導教員が欠員のため未開講となっている科目があるので、計画的な教員採用を進める必要がある。

2003（平成15）年度に本協会の加盟判定審査を受審した際に指摘された、教員の担当授業時間数の格差については、2009（平成21）年度から、専任教員授業担当標準時間数を1週間5授業時間と定め、標準時間に達しない教員に対しては、論文の読み方、作成方法などの教育支援を学部学生に行うことが義務化された。このような改善策がとられているものの、依然として教員の負担に格差が見られることから、なお一層の取り組みが望まれる。

専任教員の年齢構成比率は、41歳～50歳にやや偏っているため、全体的なバランスを保つよう、教員採用計画に反映させることを期待する。

教員の採用、昇格に関する基準と手続きについては、「三重県立看護大学教員選考規程」に明文化し、これに基づいて適切に教員の採用および昇格を行っているが、大学院科目担当者ならびに研究指導担当者の決定にあたり、その資格や基準が明文化されていないので、改善が望まれる。

8 事務組織

事務局に、事務局長をはじめ、事務職員、契約職員（一般業務担当）および民間派遣職員（学長秘書）を配置し、また、附属図書館には司書および契約職員（嘱託司書）を配置して、教育・研究活動を支援している。学長の補佐機関「企画運営会議」では、大学全体にかかわる事項や情報を、教員と事務職員が協議・確認している。

事務職員は、毎月1回の学内研修や学外研修などに参加することになっているが、教学組織に関わる企画・立案機能が十分に発揮されておらず、大学職員としての専門性を高めるためにスタッフ・ディベロップメント（SD）のさらなる充実が望まれる。また、今後は大学職員としてのキャリアアップを念頭に、プロパー職員の採用計画とキャリア開発計画を策定し、体系化された業務マニュアルの整備やキャリアデザインに基づく人材育成が望まれる。

9 施設・設備

「看護大学にふさわしいシンボル性をもつこと、ひとの和を尊重した場の演出を行うこと、快適、経済的な施設機能を実現すること、周辺環境との調和をはかること」という基本コンセプトに基づいて、校舎が設計されている。

校地面積および校舎面積は大学設置基準を上回っており、施設のバリアフリー化に向け、車いす用スロープや障害者用駐車スペースの設置などに取り組んでいる。また、教育・研究に必要な施設・設備を十分整備しており、これらの管理は適切に行われている。IT環境は、学内ネットワークMICANが整備され、学生ホールなどで学内ネットワークに接続したパソコンを通して、レポート提出や教員との連絡などを自由にできるよう整備されている。

環境保全活動にも取り組んでおり、環境負荷軽減に向けた取り組みを持続的に実践していることは評価できる。

10 図書・電子媒体等

2009（平成21）年の公立大学法人化後、「メディアコミュニケーションセンター」の下に附属図書館および情報センターを配置し、図書ワーキンググループが、運営を担当している。図書館の蔵書数、雑誌の種類および閲覧座席数は十分に確保されている。図書館は、最終授業終了後の学部学生の利用が可能な開館時間を確保しているが、大学院学生は授業終了後に利用できないので、改善が望まれる。

一方、ビデオテープやレーザーディスクなどからCDやDVDへと移行するためのシステムや、独自に視聴覚教材が作成できる映像処理システムの導入を行うなど、教育・研究に必要な図書・視聴覚教材を体系的、計画的に整備している。さらに充実した蔵書整備のために、医療看護分野に強く、電子ジャーナルなどの専門知識に精通し

三重県立看護大学

た大手書店も図書館運営に携わっている。また、地域住民に加えて近隣の大学・看護専門学校の学生や病院の看護職者などが利用できるように図書館を開放している。

1.1 管理運営

「公立大学法人三重県立看護大学定款」に基づき、理事会、経営審議会、教育経営審議会が設置され、理事長兼学長の下で管理・運営が行われている。学部は教授会において、大学院は研究科委員会において教学や研究にかかわる事項を扱い、運営に必要な各種委員会を設置している。また、定款により、公正かつ適正に選任された理事長である学長が、リーダーシップを発揮できるよう、企画運営会議、教育研究審議会、教授会などが、迅速かつ効率的に補助・審議する体制になっている。

これらの組織・役割などについては、定款および規程などで明文化しており、各種委員会は「各種委員会規程」を定め、これに則り運営している。しかし、責任体制が明示されていないなど不備が見受けられるので、改善が望まれる。

1.2 財務

到達目標として、大学運営のために十分な財政基盤が将来的、安定的に確保されていること、積極的に外部資金の導入に努めること、事業の効率的な執行、経費の節減に努め、自律的な運営資金を確保すること、資産管理の体制を整備し、適切な資産管理を行うことを掲げている。

財務計画については、2009（平成 21）年度から 2014（平成 26）年度までの収支計画が示され、6年間で教育研究経費は 3900 万円減少する計画である。一方、人件費は 2010（平成 22）年度に 1 億 900 万円増加し、以降 2014（平成 26）年度まで横這いの計画となっている。ただし、教員を大幅に増員する中で（人件費の増加要因）、教育研究費を削減し収支均衡を図ることができるのか、計画の妥当性、実現可能性に疑問が残る。

教育・研究と財政については、運営費交付金が削減される中、経費の見直しや新たな収入増で対処するとの説明であるが、具体的な方策が示されていない。教育・研究備品や設備の更新は、更新計画を作成し、県と協議のうえ、優先度の高いものから更新していくとのことであるが、一方で、県の厳しい財政の中、将来的に必要な財源が確保されるか保証されるものではない、との危機感も抱いている。そのため、具体的な政策に基づく運営努力により、安定した財務体質を構築することが必要である。

外部資金の獲得については、2006（平成 18）年度から 2010（平成 22）年度までの採択件数、獲得金額ともに減少しており、十分な成果が上がっているとはいえない。公立大学法人化後は、教員全員が、1人1件は外部資金の申請を行うとのことであり、今後に期待したい。

三重県立看護大学

財務監査については、内部監査の実施主体が企画広報課とのことであるが、執行ラインから独立した内部監査の担当者を配置することが望まれる。

1 3 情報公開・説明責任

自己点検・評価結果は、1998（平成 13）年以降、3 回にわたって自己点検・評価報告書に取りまとめて公開してきた。また、大学の教育目標、入試情報などの諸情報は、ホームページ上で公開されている。

公立大学法人化に伴い、毎年度、実績報告書を作成するとともに、「三重県公立大学法人評価委員会」による評価を受け、その結果を公表することを、法人の中期計画において定めており、2009（平成 21）年度計画に基づく評価結果はすでに大学のホームページで公表されている。

財務情報の公開について、2009（平成 21）年度の公立大学法人への移行以前は、三重県のホームページ上に『三重県公報』を掲載し、県の一般会計歳入歳出決算において公表していた。公立大学法人への移行後は、『三重県公報』における公告ならびに貴大学ホームページにおいて財務諸表のほか事業報告書、決算報告書、監査報告書を公表している。また、2009（平成 21）年度決算の概要も掲載し、財務諸表に関する説明を行うなど、情報公開・説明責任の履行を果たそうとする姿勢が表れている。

さらに、「三重県情報公開条例」に基づき、情報公開請求にも適切に対応している。公立大学法人化後は大学独自の情報公開、個人情報保護の規程も整備している。

Ⅲ 大学に対する提言

総評に提示した事項に関連して、特筆すべき点や特に改善を要する点を以下に列挙する。

一 長所として特記すべき事項

1 社会貢献

- 1) 地域貢献に資することを目的に設置された「地域交流センター」は、全教員がその構成員となり、一丸となって地域貢献活動に取り組んでいる。特に、同センターでは、県民、看護専門職者および小・中・高校生を対象とした公開講座（2009（平成 21）年度は一部の看護専門職者向け公開講座を 2 病院へ遠隔配信）や、看護専門職者および小・中・高校生を対象とした出前授業を実施し、多くの参加者から高い満足度を得ており、積極的な社会貢献の取り組みとして評価できる。

二 助言

1 教育内容・方法

(1) 教育方法等

三重県立看護大学

- 1) 看護学部の学生による授業評価の結果が学生に公表されていない。また、授業評価の結果の活用は、各教員に委ねられているので、教育改善につながるよう、取り組むことが求められる。
- 2) 看護学部のシラバスにおいて、「授業計画」「評価方法」などの記載内容に教員間で精粗がみられるので、内容の充実を図ることが求められる。

(2) 教育研究交流

- 1) 大学院学生の組織的な国際交流が不十分であるので、「国際交流協定を締結している大学との一層の交流充実を図るとともに、外国人短期研修生の受け入れ体制を整え、活発な交流を推進すること」という教育目標の達成に向けて、改善が望まれる。

(3) 学位授与・課程修了の認定

- 1) 看護学研究科において、論文指導担当教授が論文審査の主査を務めているので、論文審査の客観性・公平性から改善が望まれる。

2 教員組織

- 1) 大学院科目担当者および研究指導担当者の決定にあたり、その資格や基準を定め、明文化したものが無いので、改善が望まれる。

3 図書・電子媒体等

- 1) 図書館は、大学院の最終授業終了後に学生が学修することができる体制になっていないので、改善が望まれる。

4 管理運営

- 1) 委員会活動は、「各種委員会規程」に、委員会ごとの構成員数や審議事項を明示しているが、責任体制の定めが無いので、改善が望まれる。

以 上

「三重県立看護大学に対する大学評価（認証評価）結果」について

貴大学より2010（平成22）年1月29日付文書にて、2010（平成22）年度の大学評価（認証評価）について申請された件につき、本協会大学評価委員会において慎重に評価した結果を別紙のとおり通知します。

本協会では、貴大学の自己点検・評価を前提として、書面評価と実地視察等に基づき、貴大学の意見を十分に斟酌した上で、評価結果を作成いたしました。提出された資料（三重県立看護大学資料1）についても、不明な点や不足分があった場合には、直ちに連絡するように努め、また評価者には、経験豊富な者を中心に正会員より推薦いただいた評価委員登録者をあてるとともに、評価者研修セミナー等を通じてそれぞれの質の向上を図るなど、万全を尽くしてまいりました。

その上で、貴大学の評価を担当する分科会のもとで、本協会が設定している「大学基準」への適合状況を判定するための評価項目について、提出された資料や実地視察に基づき、慎重に評価を行いました。

(1) 評価の経過

まず書面評価の段階では、分科会を構成する主査および各委員が、それぞれ個別に評価所見を作成し、これを主査が中心となって1つの分科会報告書（原案）に取りまとめました。その後各委員が参集して、大学評価分科会を開催し（開催日は三重県立看護大学資料2を参照）、分科会報告書（原案）についての討議を行うとともに、それに基づいて再度主査が分科会報告書（案）を作成いたしました。財務の評価については、大学財務評価分科会の下部組織である部会で第一次的な検討を行って部会報告書を取りまとめました。その後、8月4日、5日に大学財務評価分科会を開催し、部会報告書について討議を行い、それに基づいて主査が分科会報告書（案）を作成いたしました。その後、各分科会報告書（案）を貴大学に送付し、それをもとに10月4日に実地視察を行いました。

実地視察では、各分科会より付された疑問等について聴取し実状を確認するとともに、意見の交換、学生へのヒアリング、施設・設備の視察などを実施し、これらに基づいて主査が分科会報告書（最終）を完成させました。

同報告書（最終）をもとに大学評価委員会正・副委員長・幹事会で作成した「評価結果」（委員長案）を大学評価委員会で審議し、「評価結果」（委員会案）として貴大学に送付しました。その後、同委員会案については、意見申立の手続きを経て大学評価委員会で「評価結果」（最終案）とし、その後理事会、評議員会の承認を得、最終の「評価結果」が確定いたしました（「三重県立看護大学資料2」は、ご参考までに今回の評価の手続き・経過を時系列で示したものです）。

なお、「評価結果」は、学校教育法に定める認証評価の結果という性格も有することから、

貴大学への送付とあわせて広く社会に公表し、文部科学大臣にも報告いたします。

(2) 「評価結果」の構成

貴大学に提示する「評価結果」は、「Ⅰ 評価結果」、「Ⅱ 総評」、「Ⅲ 大学に対する提言」で構成されています。

「Ⅰ 評価結果」には、貴大学が「大学基準」に適合しているか否かを記しています。

「Ⅱ 総評」には、貴大学の理念・目的・教育目標とその達成状況等を示した「一 理念・目的・教育目標の達成への全学的な姿勢」、貴大学の自己点検・評価のしくみとそれがどのように機能しているかを示した「二 自己点検・評価の体制」、「大学基準」の充足状況について貴大学の長所と問題点を整理した「三 長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み」を含んでおります。

「Ⅲ 大学に対する提言」は、「長所として特記すべき事項」、「勧告」、「助言」で構成されます。「長所として特記すべき事項」は、大学がその特色ある優れた取り組みをさらに伸張するために示した事項です。ただし、その取り組みがいかに優れたものであっても、一部の教員のみによる事例や、制度の設置・仕組みの整備だけで成果が確認できない場合については基本的に指摘から除外しております。

「勧告」は法令違反など大学としての最低要件を満たしていない、もしくは改善への取り組みが十分ではないという事項に対し、義務的に改善をもとめたものです。「勧告」事項が示された大学においては、同事項に誠実に対応し、早急にこれを是正する措置を講じるとともにその結果を改善報告書として取りまとめ、原則として2014（平成26）年7月末日までにこれをご提出いただきたく存じます。

一方、「助言」は、大学としての最低要件は満たしているものの、理念・目的・教育目標の達成に向けた一層の改善努力を促すために提示するものです。「助言」についても「勧告」同様、改善報告がもとめられるものの、それらにどのように対応するかは各大学の判断に委ねられております。この点で「勧告」と「助言」の性格は異なっております。

また、今回提示した各指摘は、貴大学からの申請資料に基づく書面評価に加えて、実地視察ならびに意見申立といった手続きを踏んだ上で導き出したものであり、可能なかぎり実態に即した指摘となるよう留意したことを申し添えます。

三重県立看護大学資料1—三重県立看護大学提出資料一覧

三重県立看護大学資料2—三重県立看護大学に対する大学評価のスケジュール

三重県立看護大学提出資料一覧

調書

資料の種類	資料の名称
(1)点検・評価報告書 (2)大学基礎データ (3)専任教員の教育・研究業績(表24、25) (4)自己点検・評価報告書における点検・評価項目記載状況	

添付資料

資料の種類	資料の名称
(1) 学部、学科、大学院研究科等の学生募集要項	2009(平成21年)年度 三重県立看護大学 学生募集要項 一般選抜試験 特別選抜試験 看護学研究科看護学専攻 修士課程 看護学研究科看護学専攻 修士課程(二次) 入学者選抜要項
(2) 大学、学部、学科、大学院研究科等の概要を紹介したパンフレット	2009(平成21)年度 三重県立看護大学案内 2009(平成21)年度 三重県立看護大学大学院案内
(3) 学部、学科、大学院研究科等の教育内容、履修方法等を具体的に理解する上で役立つもの	2009年学生便覧 2009年大学院学生便覧 2009 シラバス 三重県立看護大学 看護学部看護学科(平成21年度以降入学生用) 2009 シラバス 三重県立看護大学 看護学部看護学科(平成20年度以前入学生用) 2009 シラバス 三重県立看護大学大学院 看護学研科 看護学専攻
(4) 学部、学科、大学院研究科の年間授業時間割表	平成21年度授業時間割(学部) 平成21年度授業時間割表(大学院)
(5) 規程集	公立大学法人三重県立看護大学規則規程集
(6) 各種規程等一覧(抜粋)	
① 大学学則、大学院学則、各学部規程、大学院研究科規程等	三重県立看護大学学則 三重県立看護大学大学院学則 三重県立看護大学学位規程
② 学部教授会規則、大学院研究科委員会規程等	三重県立看護大学教授会規程 三重県立看護大学大学院研究科委員会規程
③ 教員人事関係規程等	a.公立大学法人三重県立看護大学教員選考規程 b.公立大学法人三重県立看護大学職員人事規程 c.公立大学法人三重県立看護大学職員就業規則 d.公立大学法人三重県立看護大学特命教授及びと特任教員に関する規程
④ 学長選出・罷免関係規程	公立大学法人三重県立看護大学理事長選考会議規程
⑤ 自己点検・評価関係規程等	なし
⑥ ハラスメントの防止に関する規程等	三重県立看護大学セクシャル・ハラスメントの防止等にかかる規程
⑦ 寄附行為	公立大学法人三重県立看護大学定款
⑧ 理事会名簿	平成21年度 公立大学法人三重県立看護大学役員名簿

資料の種類	資料の名称
(7) 大学・学部等が独自に作成した自己点検・評価報告書	平成21年度 学生による授業評価アンケート
(8) 附属(置)研究所や附属病院等の紹介パンフレット	なし
(9) 図書館利用ガイド等	三重県立看護大学附属図書館利用案内
(10) ハラスメント防止に関するパンフレット	Stop! Sexual Harassment
(11) 就職指導に関するパンフレット	未来に向けて ～平成21年度 進路案内～
(12) 学生へのカウンセリング利用のためのパンフレット	健康管理ファイル
(13) その他	なし
(14) 財務関係書類	財務諸表(平成21年度)
(15) 寄附行為	公立大学法人三重県立看護大学定款

三重県立看護大学に対する大学評価のスケジュール

貴大学の評価は以下の手順でとり行った。

2010年	1月29日	貴大学より大学評価申請書の提出
	3月5日	第12回大学評価委員会の開催（平成22年度大学評価における評価組織体制および大学評価のスケジュールの確認）
	3月12日	臨時理事会の開催（平成22年度大学評価委員会各分科会の構成を決定）
	4月上旬	貴大学より大学評価関連資料の提出
	4月28日	第1回大学財務評価分科会の開催
	5月11日	評価者研修セミナーの開催（平成22年度の評価の概要ならび
	13日	に主査・委員が行う作業の説明）
	～14日	
	17日	
	19日	
	5月下旬	主査ならびに委員に対し、貴大学より提出された資料の送付
	～7月上旬	主査ならびに委員による貴大学に対する評価所見の作成
	～7月下旬	分科会報告書（原案）の作成（各委員の評価所見の統合）
	8月4日	第2回大学財務評価分科会の開催
	～5日	
	8月3日	大学評価分科会第49群の開催（分科会報告書（原案）の修正）
	8月～	分科会報告書（案）の貴大学への送付
	10月4日	本部キャンパス実地視察の実施、その後、分科会報告書（最終版）の作成
	11月1日	第3回大学財務評価分科会の開催
	～2日	
	11日	
	11月20日	第6回大学評価委員会正・副委員長・幹事会の開催（分科会報告書をもとに「評価結果」（委員長案）を作成）
	～21日	
	12月4日	第13回大学評価委員会の開催（「評価結果」（委員長案）の検討）
	～5日	
	12月下旬	「評価結果」（委員会案）の貴大学への送付
2011年	1月31日	第4回大学財務評価分科会の開催
	2月11日	第14回大学評価委員会の開催（大学から提示された意見を参

- ～12日 考に「評価結果」(委員会案)を修正し、「評価結果」(最終案)を作成)
- 2月18日 第462回理事会の開催(「評価結果」(最終案)を評議員会に上程することの了承)
- 3月11日 第105回評議員会、臨時理事会の開催(「評価結果」の承認)